

◎各政令指定都市の政務活動費の使途に関する按分基準

自治体名	費目等	按分の考え方	按分率の上限	
札幌市	全費目共通	会派が、会派の関係団体等と共同で政務活動を実施する場合は、当該会派と関係団体等との間で、政務活動の目的、負担割合等を明らかにして行うものとする。	—	
	人件費 (個人事務所の雇用職員)	専ら政務活動の補助業務に従事する職員を雇用する場合には、政務活動費から全額支出することができる。	全額	
		政務活動のほか後援会活動も担当させている場合、原則2分の1で按分し支出することができる。但し、業務実態に照らし、適宜按分している場合には、これを尊重するものとする。	原則2分の1	
	事務所費 (後援会活動や政党活動に使用される事務所の賃借料、事務所に附設する駐車場の賃借料、維持管理費(光熱水費)、備品購入費・リース代等)	専ら政務活動に使用される事務所については、全額支出することができる。	全額	
		政務活動に使用される事務所と後援会事務所を兼ねている場合は、月額賃借料の2分の1を限度として、政務活動費で支出することができる。 政務活動に使用される事務所と後援会事務所の2つの用途に加え、政党事務所としての用途にも使用される場合は、月額賃借料の3分の1を限度として、政務活動費で支出することができる。	2分の1 3分の1	
	携帯電話使用料 (複数費目に該当)	携帯電話使用料は「音声通話料金」に限り、私用(2分の1)、後援会活動(4分の1)と按分して4分の1を上限として支出することができる。	4分の1	
ガソリン代 (複数費目に該当)	政務活動で使用した実績(移動区間とその分のガソリン代)が明確な場合、実費分を支出することができる。	実費分		
	上記以外は、私用(2分の1)、後援会活動(4分の1)と按分して4分の1を上限として支出することができる。	4分の1		
仙台市	全費目共通	政務活動とそれ以外を明確に区分できない場合は、その実態(時間や実績など実情を考慮したもの)に合った形で按分する。 なお、2分の1を超える按分を行った場合は、その理由を収支報告書へ明記することが必要となる。	—	
		上記の方法により難しい場合は、按分割合を2分の1を上限として計算した額を支出することができるとしている。	2分の1	
さいたま市	全費目共通	活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになるため、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における専用面積等の割合等に応じて費用を按分する必要がある。	—	
千葉市	全費目共通	政務活動費は、政務活動に要した費用の実費に対して充てることが原則となる。政務活動に要した実費を算出することができない場合は、各活動の実績に応じ按分する必要がある。 $\frac{\text{政務活動}}{\text{政務活動} + \text{【政党活動・選挙活動・後援会活動】} + \text{私的活動}}$ ※ 政務活動に要した実績については、時間割合や面積割合を明らかにする等の方法により、説明責任を果たさなければならない。	—	
		調査研究費	視察の内容や行程に応じて按分	—
		研修費	研修の内容や行程に応じて按分	—
		広報費	広報紙、ホームページ等の掲載内容の面積に応じて按分	—
		広聴費	アンケートの掲載内容の面積に応じて按分	—
		要請・陳情活動費	行程に応じて按分	—
		会議費	会議の内容に応じて按分	—
		資料作成費	記載内容の面積に応じて按分	—
		人件費	月8万円以下は4分の3、月8万円超は2分の1を目安とする。	4分の3 or 2分の1 (目安)
		事務・事務所費	右のとおり目安を定めている。 (携帯電話通話料については4分の1～3分の1)	4分の1～2分の1 (目安)
燃料費	右のとおり目安を定めている。	4分の1～3分の1 (目安)		

自治体名	費目等	按分の考え方	按分率の上限														
横浜市	全費目共通	○条例の範囲内の活動と条例の範囲外の活動を区分できる場合 経費を按分して充当する場合は、その活動実態に応じて、職員の 従事時間、事務機器の使用実績、事務所の使用面積、広報紙の掲 載面積等の割合（※）等により、合理的な算出を行うことが原則 となる。 $\frac{\text{条例の範囲内の活動}}{\text{条例の範囲内の活動} + \text{条例の範囲外の活動}}$ ※割合は、実測等による算出のほか、各議員が個々の活動状況を 判断した上で社会通念上合理的な理由をもって定めることとす る。	—														
		○条例の範囲内の活動と条例の範 囲外の活動を区分できない場合	私的活動を含まない場合 2分の1														
		私的活動を含む場合 4分の1															
川崎市	全費目共通	専ら政務活動事務に関わるものや支出根拠書類を介した政務活動事務 に要した実績が明確なものは、その割合で支出する。	—														
		合理的な区分が困難であり、実 績が明確でない場合	政務活動＋（後援会活動又は政党活 動） 2分の1														
			政務活動＋後援会活動＋政党活動 3分の1														
政務活動＋後援会活動＋政党活動＋ 個人的使用 4分の1																	
相模原市	全費目共通	それぞれの活動に要した費用が明確に区分できない場合にあってはマ ニュアルを基準とし、実態に即して合理的な按分により充当するこ とができるものとする。	—														
		調査旅費 （燃料代）	日々の調査研究活動のために自家用車またはバイクを使用した場合 には、調査研究活動で使用した実績が明確な場合はその実費、それ以外 の場合は、私的使用分（2分の1）、調査研究活動以外の活動分（4 分の1）と按分し、4分の1を上限とした額。	4分の1													
		広報費 〔 宣伝的な要素を 含むホームページの経費 〕	市政報告的側面が、宣伝的側面よりも明らかに強い場合については、 かかる経費の3分の2を上限とした範囲において、合理的な按分を行 うものとする。	3分の2													
			市政報告的側面と宣伝的側面の割合について、強弱の判断が困難な場 合については、かかる経費の2分の1を上限とした範囲において、合 理的な按分を行うものとする。	2分の1													
			市政報告的側面が、宣伝的側面よりも明らかに弱い場合については、 充当しないものとする。	充当不可													
事務所費	事務所に関わる賃借料、光熱水費及び備品購入費等については、下表 に示す割合を上限として使用実態に応じて按分する。 <按分割合の上限> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所の形態</th> <th colspan="3">用途項目</th> </tr> <tr> <th>賃借料</th> <th>光熱水費</th> <th>備品購入費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅</td> <td>充当不可</td> <td>4分の1 （※1）</td> <td>4分の1 （※2）</td> </tr> <tr> <td>自宅以外</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> （※1）子メーター等により私的部分と明確に区分されてい る場合にあっては、2分の1 （※2）私的な利用が含まれないものについては、2分の1	事務所の形態	用途項目			賃借料	光熱水費	備品購入費	自宅	充当不可	4分の1 （※1）	4分の1 （※2）	自宅以外	2分の1	2分の1	2分の1	左の表 参照
事務所の形態	用途項目																
	賃借料	光熱水費	備品購入費														
自宅	充当不可	4分の1 （※1）	4分の1 （※2）														
自宅以外	2分の1	2分の1	2分の1														

自治体名	費目等	按分の考え方	按分率の上限
新潟市	全費目共通	<p>政務活動費を支出する上で、会派又は議員の行う活動は多岐に渡っており、政務活動と政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動等との区分が難しい場合が考えられる。その場合は、政務活動に費やした状況により按分して支出することができるものとする。</p> <p>按分の必要な主な経費及び按分割合等は次のとおりとし、上限以上を支出しようとする場合はその理由を記載し領収書等とともに提出するものとする。</p> <p>また、按分割合は上限を示しているもので、必ずその割合で支出できるというものではない。利用実態がその割合以下であれば、その実態に合わせて按分を行うこと。</p>	—
		<p>○ガソリン代・携帯電話代・自宅の固定電話代・インターネット接続料（回線使用料、プロバイダー料）</p> <p>3分の1以内でかつ月額10,000円を上限とする。</p> <p>※全体の支出額の内、私的活動2分の1、政務活動3分の1、政務活動以外の活動（政党活動等）6分の1としている。</p>	3分の1 かつ 10,000円/月
		<p>○会派又は議員の政務活動用の事務所の事務所費、その事務所での人件費</p> <p>2分の1を上限とする。</p> <p>※事務所では私的な活動が行われないという考えの下、全体の支出額の内、政務活動及び政務活動以外の活動（政党活動等）分をそれぞれ2分の1としている。</p>	2分の1
静岡市	全費目共通	<p>政務活動の実態に応じ、会派の責任において、合理的に説明できる比率を定めて用いることとしているが、以下については内容により考え方が異なる。</p>	—
	広報広聴費	<p>○広報紙に係る経費</p> <p>後援会活動等、政務活動以外の内容が混在している場合は、按分を用いても支出できない。</p>	充当不可
	事務所費・事務費	<p>○市役所庁舎内以外に会派事務所を設置する場合の経費</p> <p>月額賃料（敷金、礼金、仲介手数料、光熱費、駐車場代は含まない）の2分の1、ただし上限5万円。</p>	2分の1 (50,000円/月)
※按分規定については、会派で責任をもって定め、市民に対して説明責任を負う。 (代表者会議で決定)			
浜松市	特段の定めはない。		
名古屋市	全費目共通	<p>政務活動の実態に応じて上限を定めず按分できるが、以下については充当額に上限を定めている。</p>	—
	会議費	<p>食糧費 1人当たり5,000円</p>	5,000円/人
	事務所・事務費	<p>事務所賃借料 1か月100,000円</p>	100,000円/月
		<p>リース車 年間800,000円</p>	800,000円/年
人件費	<p>1人当たり1か月250,000円</p> <p>※専ら政務活動のために雇用した職員及び勤務実績表等により政務活動とそれ以外の活動に従事した実態が明確に区分できる職員に係る人件費を除く。</p>	250,000円/月	

自治体名	費目等	按分の考え方	按分率の上限	
京都市	全費目共通	○時間、面積その他の適切な理由に基づき活動全体に占める政務活動の割合を求め得る場合は、その割合とする。 ○活動全体に占める政務活動の割合を求め難い場合は以下のとおり。	—	
	調査研究費	委託契約は、他の団体等と共同で調査を実施する場合を除き、按分が生じないように締結すること。	—	
	研修費	・政務活動以外の活動に係る議題がある研修会、会議等の会場費については、当該研修会、会議等の時間に占める割合等に応じて按分する。 ・政務活動以外の活動に係る演題がある研修会の講師謝礼は、講義時間、講義内容に占める割合等に応じて按分する。	—	
	会議費	・政務活動以外の活動に係る議題がある研修会、会議等の会場費については、当該研修会、会議等の時間に占める割合等に応じて按分する。 ・政務活動以外の活動に係る演題がある研修会の講師謝礼は、講義時間、講義内容に占める割合等に応じて按分する。	—	
	資料作成費	政務活動と無関係な内容を含む資料の印刷製本費は、紙面全体に占める面積、ページ数の割合等に応じて按分する。	—	
	資料購入費	政務活動以外の活動と兼用している事務所等で使用する図書、雑誌等の購入費は、使用頻度、当該事務所等の使用割合に準じた割合等に応じて按分する。	—	
		政務活動に係る按分割合を求め難い場合	後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合 後援会活動等及び私的活動と按分する場合	2分の1 3分の1
	広報・広聴費	・政務活動等以外の活動に係る記事を掲載する広報紙の印刷費は、紙面全体に占める面積、ページ数の割合等に応じて按分する。 ・政務活動以外の活動に係る情報を掲載するホームページの作成費は、構成全体に占める割合等に応じて按分する。	—	
	人件費	○議員の親族でない補助職員	政務活動以外の活動にも従事させる場合は、政務活動への従事時間、日数等に応じた割合、事務所等の使用割合に準じた割合等により按分する。	—
		政務活動に係る按分割合を求め難い場合	政務活動に係る按分割合を求め難い場合	2分の1
	○議員の親族である補助職員	政務活動費からの支出額は、当該補助職員に係る人件費の全額の3分の2を上限とする。	3分の2	
		後援会活動等にも従事させる場合は、政務活動への従事時間、日数等に応じた割合、事務所等の使用割合に準じた割合等により更に按分する。この場合において、政務活動に係る按分割合を求め難い場合は、当該補助職員に係る人件費の全額の3分の1を上限とする。	3分の1	
	事務所費	○事務所を賃借し、政務活動以外の活動にも使用している場合の賃借料、光熱水費等	使用面積、使用時間、使用頻度等を総合的に勘案して按分する。	—
			政務活動に係る按分割合を求め難い場合は、2分の1を上限とする。	2分の1
		○自宅等に事務所を設置している場合の光熱水費	使用面積、使用時間、使用頻度等を総合的に勘案して按分する。	—
			後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合 後援会活動等及び私的活動と按分する場合	2分の1 3分の1
宿泊費 (複数費目に該当)	政務活動以外の活動と併せて行う調査研究等の活動に伴う宿泊費は、当該活動全体の行程、時間に占める割合等に応じて按分する。	—		

自治体名	費目等	按分の考え方	按分率の上限
大阪市	全費目共通	<p>活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不相当であることが明らかな場合は、合理的な方法により按分することが必要である。</p> <p>按分を要する項目等の按分割合は、会派又は議員個々の活動実態によって異なることから、政務活動費の交付を受けた会派（議員）のそれぞれの責任において、政務活動の実態に応じ、合理的に説明できる比率を定めて用いるものとする。但し、合理的な区分が困難であり、実績が明確でない場合は、次の考え方により按分するものとする。</p> $\frac{1}{\text{政務活動} + \text{その他の議員活動}} = 2 \text{分の} 1 \text{を按分の基準とする。}$	—
神戸市	広聴費	会派広聴事務所借上料は、所属議員事務所の賃借料の3分の1以内の額とする。ただし、その額が1か月当たり3万円を超える場合は3万円を上限とする。	3分の1 (30,000円/月)
		会派広聴事務所の光熱水費は、会派広聴事務所借上料を支出している事務所に係るものだけに支出できるものとする。	—
		会派広聴事務所光熱水費は、所属議員事務所の光熱水費の3分の1以内の額とする。	3分の1
岡山市	報酬・給与・手当 (主に人件費で計上)	議員が個別に雇用する職員又は議員事務所において雇用する職員の人件費については、当該職員が政務活動の補助しか行わないとは考えにくいとため、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、2分の1で按分した額を限度とする。	2分の1
	旅費 (燃料代)	自家用車利用による燃料代は、長距離移動など全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、台数等にかかわらず2分の1で按分した額を限度とする。	2分の1
	消耗品費	事務用品及びパソコン、コピー機などに係るトナー等の消耗品に要する経費の支出は、議員事務所で使用する場合で、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、2分の1で按分した額を限度とする。	2分の1
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 印刷物に議員個人の宣伝等がある場合で、全体として議会活動や市政に関する情報を提供するものと評価できないときは、2分の1で按分した額を限度とする。 写真の現像や印刷に要する経費は、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、2分の1で按分した額を限度とする。 名刺代については、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、2分の1で按分した額を限度とする。 	2分の1
	維持管理費	議員事務所の維持管理費（光熱水費、管理費、火災保険料等）は、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、2分の1で按分した額を限度とする。	2分の1
	通信運搬費	携帯電話や携帯情報端末に要する経費の支出は、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、台数等にかかわらず3分の1で按分した額を限度とする。	3分の1
		固定電話、FAX、インターネット接続等に要する経費は、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、台数等にかかわらず自宅では3分の1、事務所設置の場合は2分の1で按分した額を限度とする。	2分の1
	委託料	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに政党活動や議員個人の宣伝等も掲載されていて、全体として議会活動や市政に関する情報を提供するものと評価できない場合は、特段の事情がない限り、2分の1で按分した額を限度とする。 議員事務所で使用するパソコン、コピー機などの保守点検委託の支出は、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、2分の1で按分した額を限度とする。 	2分の1
	手数料・使用料 賃賃料	議員事務所の賃料、議員事務所で使用するパソコン、コピー機などのリース料の支出は、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、2分の1で按分した額を限度とする。	2分の1
	備品購入費	パソコン、コピー機などの購入に要する経費は、議員事務所で使用する場合、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、2分の1で按分した額を限度とする。	2分の1
携帯情報端末の購入費は、政務活動以外の政治活動に加え、私的活動にも利用されるため、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、3分の1で按分した額を限度とする。		3分の1	
負担金	研究会・研修会負担金の支出は、内容が市政に関するものであっても、政治活動や選挙活動と関連が認められる場合は、その程度により按分すること。	—	

自治体名	費目等	按分の考え方	按分率の上限																																																														
広島市	全費目共通	<p>○実績（使用面積・時間等）を用いた按分による算定方法例</p> $\text{按分率} = \frac{\text{政務活動}}{\text{政務活動} + \text{それ以外の活動}}$ <p>ただし、政務活動とそれ以外の活動との区分が明らかでなく、実績の把握が困難である場合については、下表の按分率を上限として政務活動費に充当できるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="575 498 1277 1716"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="575 498 1277 549">政務活動以外の議員活動（後援会活動等）なども含まれる場合</th> <th colspan="2" data-bbox="1017 549 1277 599">按分率（上限率）</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="575 599 1017 725">項目別</th> <th colspan="3" data-bbox="1017 599 1277 725"></th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="575 725 1017 939"></th> <th data-bbox="1017 725 1148 939">政務活動+ それ以外の 議員活動</th> <th colspan="2" data-bbox="1148 725 1277 939">政務活動+ それ以外の 議員活動 +私的活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="575 939 758 1280" rowspan="4">自宅外の 賃借事務所</td> <td data-bbox="758 939 1017 990">賃料</td> <td data-bbox="1017 939 1148 1280" rowspan="4">2分の1</td> <td colspan="2" data-bbox="1148 939 1277 1280" rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 990 1017 1040">光熱水費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1040 1017 1091">通信費（電話料金等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1091 1017 1141">備品費等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="575 1280 758 1716" rowspan="6">・ 自宅の一部事務 所 ・ 自宅敷地内に 自宅とは別に 事務所 ・ 自己所有で自 宅外に事務所</td> <td data-bbox="758 1280 888 1582" rowspan="2">光熱水費</td> <td data-bbox="888 1280 1017 1368">自宅と同じ メーター</td> <td data-bbox="1017 1280 1148 1368">2分の1</td> <td data-bbox="1148 1280 1277 1368">3分の1 ※</td> </tr> <tr> <td data-bbox="888 1368 1017 1456">自宅とは別 メーター</td> <td data-bbox="1017 1368 1148 1456">2分の1</td> <td data-bbox="1148 1368 1277 1456" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1582 888 1645" rowspan="2">通信費 (電話料金等)</td> <td data-bbox="888 1582 1017 1645">自宅と同じ 番号</td> <td data-bbox="1017 1582 1148 1645">2分の1</td> <td data-bbox="1148 1582 1277 1645">3分の1 ※</td> </tr> <tr> <td data-bbox="888 1645 1017 1716">自宅とは別 の番号</td> <td data-bbox="1017 1645 1148 1716">2分の1</td> <td data-bbox="1148 1645 1277 1716" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="758 1716 1017 1784">備品費等</td> <td data-bbox="1017 1716 1148 1784">2分の1</td> <td colspan="2" data-bbox="1148 1716 1277 1784" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="575 1784 1017 1847">事務所来客用駐車場賃借料</td> <td data-bbox="1017 1784 1148 1847" rowspan="4">2分の1</td> <td colspan="2" data-bbox="1148 1784 1277 1847" rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="575 1847 1017 1910">パソコン、プリンター、周辺機器の購 入・リース代</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="575 1910 1017 1973">コピー機、FAX（複合機を含む）のリース 料金、使用料、トナー及び用紙代等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="575 1973 1017 2036">補助職員の人件費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="575 2036 1017 2099">ガソリン代（自家用車で議員専用）</td> <td data-bbox="1017 2036 1148 2099">2分の1</td> <td data-bbox="1148 2036 1277 2099">3分の1 ※</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="575 2099 1017 2162">携帯電話通話料金、モバイル・データ 通信料金</td> <td data-bbox="1017 2099 1148 2162">2分の1</td> <td data-bbox="1148 2099 1277 2162">3分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※家族利用がある場合は4分の1</p>	政務活動以外の議員活動（後援会活動等）なども含まれる場合			按分率（上限率）		項目別							政務活動+ それ以外の 議員活動	政務活動+ それ以外の 議員活動 +私的活動		自宅外の 賃借事務所	賃料	2分の1	/		光熱水費	通信費（電話料金等）	備品費等	・ 自宅の一部事務 所 ・ 自宅敷地内に 自宅とは別に 事務所 ・ 自己所有で自 宅外に事務所	光熱水費	自宅と同じ メーター	2分の1	3分の1 ※	自宅とは別 メーター	2分の1	/	通信費 (電話料金等)	自宅と同じ 番号	2分の1	3分の1 ※	自宅とは別 の番号	2分の1	/	備品費等		2分の1	/		事務所来客用駐車場賃借料		2分の1	/		パソコン、プリンター、周辺機器の購 入・リース代		コピー機、FAX（複合機を含む）のリース 料金、使用料、トナー及び用紙代等		補助職員の人件費		ガソリン代（自家用車で議員専用）		2分の1	3分の1 ※	携帯電話通話料金、モバイル・データ 通信料金		2分の1	3分の1	左の表 参照
政務活動以外の議員活動（後援会活動等）なども含まれる場合			按分率（上限率）																																																														
項目別																																																																	
		政務活動+ それ以外の 議員活動	政務活動+ それ以外の 議員活動 +私的活動																																																														
自宅外の 賃借事務所	賃料	2分の1	/																																																														
	光熱水費																																																																
	通信費（電話料金等）																																																																
	備品費等																																																																
・ 自宅の一部事務 所 ・ 自宅敷地内に 自宅とは別に 事務所 ・ 自己所有で自 宅外に事務所	光熱水費	自宅と同じ メーター	2分の1	3分の1 ※																																																													
		自宅とは別 メーター	2分の1	/																																																													
	通信費 (電話料金等)	自宅と同じ 番号	2分の1	3分の1 ※																																																													
		自宅とは別 の番号	2分の1	/																																																													
	備品費等		2分の1	/																																																													
	事務所来客用駐車場賃借料		2分の1	/																																																													
パソコン、プリンター、周辺機器の購 入・リース代																																																																	
コピー機、FAX（複合機を含む）のリース 料金、使用料、トナー及び用紙代等																																																																	
補助職員の人件費																																																																	
ガソリン代（自家用車で議員専用）		2分の1	3分の1 ※																																																														
携帯電話通話料金、モバイル・データ 通信料金		2分の1	3分の1																																																														
北九州市	全費目共通	<p>○政務活動とそれ以外の活動が区分できる場合</p> $\text{按分割合}(\%) = \frac{\text{政務活動}}{\text{政務活動} + \text{それ以外の活動}}$ <p>○政務活動とそれ以外の活動が区分できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私的利用を含む場合 私的利用2分の1、政務活動3分の1、左記以外の活動6分の1 ・ 私的利用を含まない場合 政務活動3分の2、左記以外の活動3分の1 	<p>—</p> <p>3分の1</p> <p>3分の2</p>																																																														

自治体名	費目等	按分の考え方	按分率の上限
福岡市	全費目共通	<p>経費の計上にあたっては、実態に合った（政務活動に要した部分の時間割合や面積割合など、実績や実情を考慮した）按分による算定方法を用いるが、実態に合った算定方法を用いることが困難な場合は、経費総額の2分の1とすることとしている。</p> <p>会派控室に係る経費の特例として、会派控室（無所属議員控室を含む）に係る経費の計上においては、政務活動以外の活動を含む可能性の排除することは困難であることから、当該控室を専ら政務活動に使用する場合であっても、原則として、経費総額の10分の9を計上することとしている。</p> <p>なお、政務活動のみに使用していることについて特段の証明をすることが可能である場合は、経費総額の全額計上が可能としている。</p>	<p>2分の1</p> <p>10分の9</p>
熊本市	全費目共通	<p>○政務活動及びそれ以外の活動に係るそれぞれの数量が明確な場合</p> $\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{政務活動}}{\text{政務活動} + \text{それ以外の活動}}$ <p>○政務活動及びそれ以外の活動に係るそれぞれの数量が明確でない場合 これらの活動数分の1を上限とする。</p>	—